

わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市駐車場設置利用計画

1 目的

この計画は、「わた SHIGA 輝く国スポ彦根市輸送・交通業務実施要項」に基づき、第79回国民スポーツ大会(わた SHIGA 輝く国スポ)(以下「国スポ」という。)に参加する選手・監督、競技役員、その他大会関係者(以下「大会関係者等」という。)および一般観覧者の駐車場利用を円滑かつ効率的に行うため、必要な事項を定める。

2 駐車場等の確保および設置

- (1) 駐車場は競技会場等の駐車場を利用することとし、競技会場等に十分な駐車場を確保できない場合は関係機関および民間の施設を臨時駐車場として確保する。
- (2) 駐輪場は、原則として競技会場内または駐車場内に設置する。

3 駐車場の設置期間

駐車場の設置期間は、原則として公式練習日等を含む競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は延長することができる。

4 駐車場の利用区分

大会関係者等および一般観覧者の駐車場は、次のとおりとする。

(1) 選手・監督、競技役員等

原則として、競技会場に最も近い駐車場を利用する。また、事前に駐車許可証を配布し、他の利用者を制限する。

(2) 競技会係員、競技会補助員

原則として、競技会場に近い駐車場を利用する。また、事前に駐車許可証を配布し、他の利用者を制限する。

(3) 報道関係者、上記以外の大会関係者、一般観覧者

自家用車による来場の場合は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会(以下、「市実行委員会」という。)が指定する駐車場を利用することとし、必要に応じて事前に駐車許可証を配布し、他の利用者を制限する。

5 事前準備

駐車場設置日の前日までに、当該駐車場および駐車区画の整備を行う。なお、案内看板等については、関係機関・団体等と協議のうえ、必要な手続きを行い設置する。

6 駐車場設置運營業務の委託

市実行委員会は、設置および運営に関する業務の全部または一部を関係団体等に委託できるものとする。

7 その他

- (1) この計画に定めるもののほか、駐車場の設置・利用に関して必要な事項は別に定める。
- (2) ボウリング競技については、滋賀県・豊郷町・甲良町・多賀町（以下、「共催自治体」という。）との共催のため、同競技会における駐車場設置利用については、共催自治体と別途協議のうえ、必要に応じて別に定める。
- (3) 国スポの開催に伴い実施する競技別リハーサル大会については、実情に応じてこの計画を準用する。